

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（妊婦・子供2名、その他2名）が、精神的損害、避難費用（生活費増加分を含む）、就労不能損害及び生命・身体損害の損害賠償を求めた事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下これら4名をあわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、第2項の損害項目（同項の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人らに対し、下記記載の損害項目及び期間についての和解金として、金680,000円の支払義務のあることを認める。

損害項目 精神的損害 680,000円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

- 2 被申立人は、申立人らに対し、下記記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1,435,542円の支払義務のあることを認める。

損害項目 避難費用（移動交通費） 730,692円

生活費増加分（滞在費） 590,000円

生活費増加分（その他） 114,850円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

- 3 被申立人は、申立人X1に対し下記記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金6,155,040円の支払義務のあることを認める。

(1) 損害項目 就労不能損害 6,144,760円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

(2) 損害項目 生命・身体損害 10,280円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

第2項2及び3に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月22日

（仲介委員 中野剛史）